

別表

課等	歳入歳出金等
秘書課	ア 寄附金の収入 イ 所管する事務事業に係る雑入
広報課	ア 所管する事務事業の配当金 イ 所管する事務事業に係る広告料収入 ウ 所管する事務事業に係る雑入
地域共生課	公衆電話利用者のための両替用現金
文化課	ア 文化事業等に係る入場料 イ 鎌倉市行政財産の目的外使用料条例（昭和39年10月条例第46号）に基づく使用料並びにその延滞金及び過料 ウ 法第238条の5の規定に基づく貸付料並びにその督促手数料及び延滞金 エ 所管する事務事業に係る雑入 オ 鎌倉市手数料条例（平成12年3月条例第28号）に基づく手数料のうち文化課の所掌事務に係るもの
総務課	ア 行政文書等の公開請求等に係る複写費用実費負担金 イ 行政資料等の頒布代金 ウ 所管する事務事業等に係る雑入等
財政課	ア 寄附金の収入 イ 所管する事務事業に係る雑入
職員課	ア 職員徽章の紛失等による再貸与実費負担金 イ 所管する事務事業に係る広告料収入 ウ 所管する事務事業に係る雑入
公的不動産活用課	ア 法第238条の5の規定に基づく貸付料並びにその督促手数料及び延滞金 イ 鎌倉市行政財産の目的外使用料条例に基づく使用料並びにその延滞金及び過料 ウ 株式配当金の収入

	エ 市有財産の売払い収入 オ 寄附金の収入 カ 鎌倉市手数料条例に基づく手数料のうち公的不動産活用課の所掌事務に係るもの キ 所管する事務事業に係る広告料収入 ク 所管する事務事業に係る雑入
契約検査課	ア 鎌倉市手数料条例に基づく手数料のうち入札又は工事請負契約関係証明申請手数料 イ 所管する事務事業に係る広告料収入
納税課	ア 鎌倉市手数料条例に基づく手数料のうち納税課の所掌事務に係るもの イ 地方税法及び鎌倉市市税条例（平成27年12月条例第27号）に基づく市税及び県民税並びにこれらに附帯する徴収金等 ウ 鎌倉市債権管理条例に基づく市の債権のうち納税課の所掌事務に係るもの
市民税課	鎌倉市市税条例に基づく弁償金
地域のつながり課	ア 鎌倉市手数料条例に基づく手数料のうち地域のつながり課の所掌事務に係るもの イ 法第238条の5の規定に基づく貸付料並びにその督促手数料及び延滞金 ウ 寄附金の収入
総合防災課	所管する事務事業に係る雑入
観光課	ア 鎌倉市行政財産の目的外使用料条例に基づく使用料並びにその延滞金及び過料 イ 寄附金の収入 ウ 所管する事務事業に係る広告料収入 エ 所管する事務事業に係る雑入
商工課	ア 鎌倉市中小企業融資条例（平成元年3月条例第22号）付則第4項に基づく返還金

	イ 鎌倉市中小企業信用保証料補助要綱（昭和46年10月告示第54号） 第6条第1号に基づく返還金 ウ 鎌倉市行政財産の目的外使用料条例に基づく使用料並びにその延滞金及び過料 エ 物産展に係る負担金 オ 所管する事務事業に係る雑入
市民課	ア 鎌倉市手数料条例に基づく手数料のうち市民課の所掌事務に係るもの イ 鎌倉市印鑑条例（昭和49年10月条例第25号）に基づく印鑑登録証明書交付手数料及び印鑑登録証交付手数料 ウ 自動車臨時運行許可に関する規則（昭和62年10月規則第15号）に基づく弁償金 エ 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）に基づく電子証明書発行手数料 オ 鎌倉市住居表示に関する条例（昭和39年6月第34号）に基づく住居表示台帳の写しの交付等の手数料 カ 所管する事務事業に係る雑入
腰越支所 深沢支所 大船支所 玉縄支所	ア 鎌倉市手数料条例に基づく手数料のうち支所の所掌事務に係るもの イ 自動車臨時運行許可に関する規則に基づく弁償金 ウ 鎌倉市市税条例に基づく弁償金 エ 鎌倉市印鑑条例に基づく印鑑登録証明書交付手数料及び印鑑登録証交付手数料 オ 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律に基づく電子証明書発行手数料 カ 鎌倉市行政財産の目的外使用料条例に基づく使用料並びにその延滞金及び過料 キ 所管する事務事業に係る雑入
こども支援課	ア 鎌倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に

保育課 こども家庭相談課 青少年課 発達支援室	関する条例（平成27年4月条例第1号）に基づく保育料等並びにこれらの延滞金及び滞納処分費 イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく私的契約児保育料 ウ 鎌倉市母子、寡婦及び父子福祉資金貸付条例（昭和53年3月条例第34号）に基づく貸付に係る償還金及び違約金 エ 鎌倉市青少年会館条例（平成6年3月条例第12号）に基づく会館の使用料 オ 鎌倉市子どもの家条例（昭和50年6月条例第4号）に基づく利用料 カ 病後児保育事業の実施に係る病後児保育料 キ 寄附金の収入 ク 鎌倉市行政財産の目的外使用料条例に基づく使用料並びにその延滞金及び過料 ケ 児童福祉法に基づく措置費負担金 コ 所管する事務事業に係る雑入
福祉総務課 生活福祉課 高齢者いきいき課 介護保険課 障害福祉課 市民健康課	ア 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）に基づく措置費負担金 イ 老人福祉法（昭和38年法律第133号）に基づく老人措置費負担金 ウ 生活保護法（昭和25年法律第144号）第63条又は第78条に基づく生活保護費返還金及び令第159条又は令第160条に基づく生活保護費過誤払金 エ 鎌倉市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年6月条例第12号）に基づく貸付金の償還金及び貸付に係る違約金 オ 鎌倉市介護保険条例（平成12年3月条例第31号）に基づく第1号被保険者の介護保険料、その延滞金及び滞納処分費並びにこれにかかる諸収入金 カ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に基づく措置費負担金 キ 事業開催の参加費負担金 ク 寄附金の収入 ケ 鎌倉市行政財産の目的外使用料条例に基づく使用料並びにその延

	滞金及び過料 コ 生活保護法、行旅病人及び行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）及び墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）に基づく遺留金の収入 サ 法第238条の5の規定に基づく貸付料並びにその督促手数料及び延滞金 シ シルバー人材センターへの運転資金融資の返還金 ス 精神障害者地域生活サポートセンターの事業に係る負担金 セ 所管する事務事業に係る広告料収入 ソ 所管する事務事業に係る雑入
保険年金課	ア 鎌倉市国民健康保険条例（昭和34年9月条例第13号）に基づく国民健康保険料並びにその延滞金及び滞納処分費、所管事業に係る医療費等諸収入金 イ 鎌倉市後期高齢者医療に関する条例（平成20年3月条例第34号）に基づく保険料及びその延滞金並びに滞納処分費 ウ 所管する事務事業に係る広告料収入
スポーツ課	ア 鎌倉市スポーツ施設条例（昭和31年3月条例第8号）に基づくスポーツ施設の使用料 イ 鎌倉市立小学校及び中学校の体育施設の開放に関する規則（昭和50年8月教委規則第3号）に基づく附帯設備の光熱費等実費負担金 ウ 寄附金の収入 エ 法第238条の5の規定に基づく貸付料並びにその督促手数料及び延滞金 オ 所管する事務事業に係る広告料収入 カ 所管する事務事業に係る雑入
環境政策課	ア 寄附金の収入 イ 所管する事務事業に係る雑入
ごみ減量対策課	ア 鎌倉市廃棄物の減量化、資源化及び処理に関する条例（平成4年12月条例第8号）に基づく一般廃棄物処理手数料及び産業廃棄物処

	分費用 イ 鎌倉市行政財産の目的外使用料条例に基づく使用料並びにその延滞金及び過料 ウ 生ごみ処理機購入費助成制度に係る負担金 エ 所管する事務事業に係る雑入
環境保全課	ア 鎌倉市犬の登録、狂犬病予防注射済票交付事務等に関する条例（平成12年3月条例第29号）に基づく手数料 イ 鎌倉市路上喫煙の防止に関する条例（平成20年9月条例第9号）に基づく過料 ウ 公衆トイレ募金
環境センター	ア 鎌倉市廃棄物の減量化、資源化及び処理に関する条例に基づく一般廃棄物処理手数料及び産業廃棄物処分費用 イ 鎌倉市行政財産の目的外使用料条例に基づく使用料並びにその延滞金及び過料 ウ 所管する事務事業に係る雑入
市街地整備課	鎌倉市行政財産の目的外使用料条例に基づく使用料並びにその延滞金及び過料
深沢地域整備課	ア 法第238条の5の規定に基づく貸付料並びにその督促手数料及び延滞金 イ 所管する事務事業に係る雑入
都市計画課	ア 鎌倉市自転車等の放置防止に関する条例（平成2年3月条例第12号）に基づく自転車返還に係る費用 イ 鎌倉市行政財産の目的外使用料条例に基づく使用料並びにその延滞金及び過料 ウ 自転車等駐車場の指定管理者納入金 エ 鎌倉市手数料条例に基づく手数料のうち都市計画課の所掌事務に係るもの オ 所管する事務事業に係る雑入
都市景観課	ア 寄附金の収入

	イ 鎌倉市屋外広告物条例（令和３年12月条例第14号）に基づく屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置許可の申請手数料 ウ 所管する事務事業に係る出版物の頒布代金 エ 所管する事務事業に係る雑入
開発審査課	鎌倉市手数料条例に基づく手数料のうち開発審査課の所掌事務に係るもの
建築指導課	鎌倉市手数料条例に基づく手数料のうち建築指導課の所掌事務に係るもの
みどり公園課	ア 寄附金の収入 イ 鎌倉市都市公園条例（昭和41年10月条例第25号）に基づく都市公園の使用料 ウ 鎌倉市行政財産の目的外使用料条例に基づく使用料並びにその延滞金及び過料 エ 所管する事務事業に係る雑入
都市整備総務課	ア 鎌倉市営住宅条例（平成９年９月条例第７号）に基づく家賃、敷金、使用料、共益費及び保証金 イ 鎌倉市行政財産の目的外使用料条例に基づく使用料並びにその延滞金及び過料 ウ 法第238条の５の規定に基づく貸付料並びにその督促手数料及び延滞金 エ 市営住宅の自動販売機設置場所の貸付料
道水路管理課	ア 鎌倉市道路占用条例（昭和57年１月条例第12号）に基づく占用料並びにその延滞金及び滞納処分費 イ 鎌倉市下水道条例（昭和46年６月条例第２号）に基づく占用料及び暗きょ使用料並びにこれらの延滞金及び滞納処分費 ウ 鎌倉市準用河川占用条例（平成12年３月条例第25号）に基づく占用料並びにその延滞金及び滞納処分費 エ 所管する事務事業に係る雑入

道水路調査課	鎌倉市手数料条例に基づく手数料のうち道水路調査課の所掌事務に係るもの
下水道経営課	ア 鎌倉都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和44年12月条例第12号）に基づく負担金並びにその延滞金及び滞納処分費 イ 鎌倉市公共下水道事業受益者分担に関する条例（平成22年12月条例第17号）に基づく分担金並びにその延滞金及び滞納処分費 ウ 鎌倉市下水道条例に基づく使用料並びにその延滞金及び滞納処分費 エ 鎌倉市水洗便所改造等の資金助成条例（昭和46年6月条例第3号）に基づく貸付金の償還金及びその遅延利息 オ 鎌倉市下水道条例に基づく登録手数料
農水課	ア 鎌倉市腰越漁港管理条例（昭和60年3月条例第14号）に基づく使用料等 イ 市民農園利用料 ウ 鎌倉市手数料条例に基づく手数料のうち農水課の所掌事務に係るもの エ 所管する事務事業に係る広告料収入
浄化センター	所管する事務事業に係る雑入
会計課	ア 指定金融機関の派出所窓口における取扱時間以外の時間における収納金 イ 所管する事務事業に係る雑入
消防総務課	ア 鎌倉市火災予防条例（昭和37年3月条例第2号）に基づく指定数量未満の危険物又は指定可燃物に関するタンクの検査事務及び危険物の規制に関する事務に伴う手数料 イ 鎌倉市行政財産の目的外使用料条例に基づく使用料並びにその延滞金及び過料 ウ 消防団員に係る公務災害補償費、退職報償金の収入 エ 消防救急デジタル無線維持管理に係る負担金収入 オ 所管する事務事業に係る雑入

教育総務課	ア 市有財産の売払い収入 イ 寄附金の収入 ウ 所管する事務事業に係る雑入
学校施設課	鎌倉市行政財産の目的外使用料条例に基づく使用料並びにその延滞金及び過料
学務課	ア 鎌倉市学校給食費に関する条例（令和３年12月条例第19号）に基づく学校給食費及びその遅延損害金 イ 寄附金の収入 ウ 所管する事務事業に係る雑入
教育センター	所管する事務事業に係る出版物の頒布代金
文化財課	ア 鎌倉市行政財産の目的外使用料条例に基づく使用料並びにその延滞金及び過料 イ 法第238条の５の規定に基づく貸付料並びにその督促手数料及び延滞金 ウ 国指定史跡永福寺跡条例（平成28年３月条例第36号）に基づく使用料並びにその延滞金及び過料 エ 施設の撮影等に係る施設維持協力金 オ 寄附金の収入 カ 指定文化財保存修理事業に係る負担金 キ 所管する事務事業に係る出版物の頒布代金
生涯学習課	ア 鎌倉市行政財産の目的外使用料条例に基づく使用料並びにその延滞金及び過料 イ 鎌倉歴史文化交流館条例（平成29年３月条例第46号）に基づく観覧料等 ウ 鎌倉国宝館条例（昭和27年８月条例第24号）に基づく観覧料及び利用料 エ 鎌倉歴史文化交流館及び鎌倉国宝館において販売する出版物等の頒布代金 オ 鎌倉市生涯学習センター条例（平成14年３月条例第20号）に基づ

	く 施設等使用料 カ 鎌倉市吉屋信子記念館の設置及び管理等に関する条例（昭和49年4月条例第9号）に基づく記念館使用料 キ 寄附金の収入 ク 所管する事務事業に係る出版物等の頒布代金 ケ 所管する事務事業に係る雑入
中央図書館	ア 図書資料に係る複写費用実費負担金 イ 寄附金の収入 ウ 所管する事務事業に係る出版物の頒布代金 エ 所管する事務事業に係る雑入
農業委員会事務局	ア 鎌倉市手数料条例に基づく手数料のうち農業委員会事務局の所掌事務に係るもの イ 所管する事務事業に係る雑入
会計管理者が別に定める課等	会計管理者が別に定める収納金

なお、上記別表に記載した課等の現金出納員及び現金分任出納員の氏名は、別表附属名簿「現金出納員及び現金分任出納員名簿」のとおりである。